

# 第5章

## 部活動指導について

(P39～46)

- 中学校、高等学校においては、部活動中の体罰事故が数多く発生しています。
- 指導に当たっては、学校教育法で禁止されている体罰を、厳しい指導として正当化するような認識は誤りであり、生徒の人間性や尊厳を否定するような発言や行為も許されないものであることを理解する必要があります。



## 運動部活動の基本的な考え方

運動部の活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。運動部活動での指導の充実のためには、次の7つの事項に配慮することが必要です。

- ① 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えること。
- ② 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制（外部指導者等の協力）を整えること。
- ③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定すること。
- ④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促すこと。
- ⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別すること。
- ⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れること。
- ⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図ること。

（文部科学省・運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議

「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書『運動部活動での指導のガイドライン』より）

現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことが明確に示されています。体罰が禁止されていることは当然であるとともに、成績や結果を残すことのみ固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければなりません。

### 中学校・高等学校学習指導要領「総則」

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

運動部の活動に関しては、主として保健体育科の目標を踏まえた活動を行うことが求められ、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義を有するものとなることが望まれます。

### 教科「保健体育」の目標

#### ＜中学校＞

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

#### ＜高等学校＞

心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。

## 部活動における指導の問題点と改善例

### 事例1 (中学校・バスケットボール部)

#### 概要

顧問の教員Aは、他校との練習試合において、2年生部員Bが緩慢なプレーでミスを繰り返したことに憤慨し、試合終了後、部室にBを呼び出し「だらしないプレーをするな。」と怒鳴った。しかし、Bに反省の態度が見られなかったことから、Bの右頬を平手で2回たたいた。

#### 【問題点】

- ・顧問の教員Aは、部員Bがミスを繰り返すことや自分の指導に対し反省の態度が見られないことに対して感情的になっている。
- ・部員に対してなぜミスを繰り返すのか、ミスを減らすためにどうすべきだったかを理解させるように指導していない。

#### 【改善例】

- ・なぜミスを繰り返したのか理由を考えながら聞くなど、間をおくことで自分の感情の高まりをコントロールし、どのプレーに問題があったかを具体的に説明し、部員に対してどこを改めればよいのか、何が問題点であったのかを理解させる。

### 事例2 (高等学校・サッカー部)

#### 概要

顧問の教員Cは、会議で練習に出られないため、部員に対し事前に練習内容を指示していたが、会議が終わり練習に行くと、指示した内容ではなく、勝手に別な内容の練習を行っていた。Cは、自分の指示に従わなかったことに腹を立て、トレーニングと称し、熱中症の発生も予見され得る状況下で水も飲ませずに部員全員にグラウンドを50周走らせた。

#### 【問題点】

- ・顧問の教員Cは、部員が自分の指示どおりに練習していないことに対して感情的になっている。
- ・部員に事前に指示した練習内容のねらいや目標を伝えていない。
- ・部員が指示どおりに練習していなかった理由について聞こうとせず、問題点について具体的に指導していない。
- ・罰として課したトレーニングは、スポーツ医・科学に基づいた健康管理・安全確保の面から認めがたい体罰であり、許されない指導であることを認識していない。

#### 【改善例】

- ・なぜ勝手に別の内容の練習をしていたのかについて理由を聞きながら、自分の感情の高まりを抑えるとともに、自分が指示した練習のねらいや目標を説明し、生徒の取組に課題があったことを理解させる。また、練習に当たっては、スポーツ医・科学に基づいた安全で効果的な指導を行う。

### 事例3 (中学校・野球部)

#### 概要

外部指導者のDは、練習に遅れてきたレギュラー部員Eから、テストでの成績が悪く補習を受けていたとの報告を受けた。しかし、そのために予定していた練習ができなかったことから、学習態度がよくないことで部活動全体に迷惑をかけているとして、Eの膝を強く蹴とばした。その時、顧問の教員Fは職員室におり、その場には不在であった。

#### 【問題点】

- ・外部指導者のDは、部員Eが遅刻してきたため、事前の練習計画どおりに練習が進まなかったことに感情的になっている。
- ・外部指導者として、自分の役割分担を超えた指導になっている。
- ・顧問の教員Fとの事前の打合せが不十分である。
- ・練習が外部指導者任せになっている。

#### 【改善例】

- ・部員が練習に遅れることについて、事前に顧問の教員に連絡をしていたかどうかを確認するなど、間をおくことで感情の高ぶりをコントロールするとともに、外部指導者として自分に割り当てられた技術指導を行う。
- ・顧問の教員との間で、外部指導者としての役割分担を確認するとともに、指導の前後の打合せの時間、方法を明確にするなどして意思疎通を十分に図る。

### 事例4 (高等学校・陸上部)

#### 概要

外部指導者のGは、全国大会優勝を目標とし、部員を叱咤激励するため、日頃から厳しい口調で指導していたが、競技大会終了後のミーティングにおいて、自己記録を更新できなかった部員Hに対し、「おまえは使い物にならない。」「おまえはバカだから、何度言ったらわかるんだ。」「いいかげん、辞めてしまえ。」などと怒鳴った。その場に、顧問の教員Iも同席していたが、指導については外部指導者に任せきりにしているため、黙って聞いているだけであった。

#### 【問題点】

- ・外部指導者のGは、記録が出なかったことについて、部員Hに適切な指導助言をしていない。
- ・外部指導者の発言であっても、部員の人格を傷つけ、自尊心を損なう表現は許されないことを認識していない。
- ・顧問の教員Iも、その場に同席しながら、外部指導者の発言をやめさせるような対応をとっていない。
- ・顧問の教員は、外部指導者の厳しい口調が許されない指導につながる可能性があることを指摘していない。

#### 【改善例】

- ・外部指導者は、技術的な面やコンディショニングなど、自己記録を更新できなかった要因を理論的に説明し、自己の課題を認識させ、次の練習や記録会に向け奮起させるよう適切な指導助言を行う。
- ・顧問の教員は、指導として許されない発言があった時点で外部指導者の発言をやめさせる。また、平素の厳しい口調が許されない発言につながる可能性があることを指摘する。

## 部活動の基本的な考え方に基づく実践事例

道内の中学校・高等学校において、生徒の技術力、身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的に、明確な指導理念のもと、体罰によることなく、適切な指導が行われている部活動の実践事例を紹介します。

### 【A 中学校野球部】

#### 1 指導理念

- (1) 部活動は「人間を育てる活動」と位置付けて指導する。
- (2) 自分たちで考え、工夫する力を身に付けさせる。
- (3) 楽しく、自分たちらしい「全員野球」を目指す。
- (4) 全ての人に感謝の気持ちをもたせる。

#### 2 実際の指導例

- (1) あいさつは、立ち止まり、相手の目を見て行うように指導する。また、道具準備や片付け、グラウンド整備は、学年に関係なく全員で協力して、素早く行うよう指導する。
- (2) 生徒同士で話し合わせる機会を練習の中で意図的につくる。指導者はすぐに口を出さず、生徒同士である程度の結論を導き出したところでアドバイスをする。
- (3) 「やらない」と「できない」の違いをはっきりと区別して指導する。チームとして決めたやるべきことを「やらない」ときは徹底的に指導する。一生懸命に意識して頑張った結果「できない」ことがあれば、次の成功、喜びにつながるように丁寧に指導する。「できない」ことを決して怒鳴りつけずに指導する。生徒同士も指導者と同様の考え方をもとに声かけをするよう指導する。

### 【B 中学校ソフトテニス部】

#### 1 指導理念

- (1) 与えられた条件の中で活動する。
  - ・練習環境、生徒の能力、保護者の協力等において、ないものねだりをしない。
- (2) 生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。
  - ・「学習」、「学級活動」、「家庭での用事」を部活動より常に優先させる。一人の中学生としての生活を大切にさせる。
- (3) 部員の成長を楽しむ。
  - ・部員個々には能力差があることをきちんと理解し、個に応じた指導を行い、生徒に対して無理な要求はしない。
- (4) 試合に必要な技能・体力は、ボールを触る練習の中で付けさせる。
  - ・コートが使えるときは、コートを利用した練習を行う。

#### 2 実際の指導例

- (1) 生徒の能力や実態に応じ、部員に負担をかける過度な指導はしない。
- (2) 勝利至上主義に陥らず、部員の成長を目標に、無理な要求はしない。
- (3) 部員の姿は指導者の鏡であると考え、部員を頭ごなしには叱らない。
- (4) 練習の中でもスポーツの楽しみを味わえるよう、単なる鍛錬だけはさせない。

### 【C高等学校バレーボール部】

#### 1 指導理念

- (1) バレーボールを通して、立派な社会人として生きていける人間を育成する。
- (2) 生涯を通じて継続的にスポーツ（バレーボール）を実践するための資質や能力を育成する。

#### 2 実際の指導例

- (1) 勝利至上主義的な活動にならないよう、競技成績のみを重んじない。  
チームの中心は選手であり、指導者のためのチームにならないようにする。
- (2) チーム内の上下関係や礼節の指導が行き過ぎた強制にならないようにする。  
指導者が研鑽を重ねる姿勢を見せ、生徒からの信頼を得るようにする。

### 【D高等学校スキー部】

#### 1 指導理念

- (1) 試合に勝つことや、よい成績を収めることが目的ではなく、「礼儀」を正しくすること、「感謝」の気持ちを常にもつこと、「向上心」をもって何事にも全力で取り組むことを目的・目標として指導する。
- (2) 勝った喜びで自信と充実感を与え、負けた悔しさで普段の生活・練習に取り組む姿勢を考えさせることによって、自発的に取り組む姿勢を養う。
- (3) 個人競技の中に集団を意識させ、強いチームづくりを大切にし、チーム全員が目標に向かって進めるような雰囲気をつくる。

#### 2 実際の指導例

- (1) 1人の先生、1人の監督から教わるのではなく、たくさんの人から教えてもらえる姿勢をもたせ、多くの人に「応援される人間」となるよう指導する。
- (2) 部活動以外における学校生活や何気ない日常会話から生徒の心理的背景を読み取り指導にあたる。
- (3) 部長や先輩が後輩に教えることで、教えてもらう側と教える側の捉え方を感じてもらい、自覚と責任を感じさせながら、チームづくりを進めるよう指導する。

運動部活動においては、生徒の技術力、身体的能力、精神力の向上を図ることを目指した指導が行われます。

指導に当たっては、これまでの実践や経験にたよるだけでなく、科学的、合理的な内容、方法による指導を計画的に行うことが大切です。

その際、生徒が努力による達成感、充実感を味わえるよう、当該運動種目に関する技術の確実な習得を図るとともに、運動を継続して行うことができる体力づくりを行い、生徒の当該運動種目に取り組む意欲を十分高めた上で、より高い水準の技能や記録に挑戦しようとする精神力を磨くよう、留意して指導する必要があります。

**【E 高等学校野球部】****1 指導理念**

- (1) 団体、チームスポーツであることを常に意識・理解させる。
  - ・チームメイト、対戦相手があることでチームが成り立つことを理解させ、常に他人への「感謝」、「尊敬の念」をもたせる。
- (2) 学校生活においてマナーの大切さ、ルールを守るなど生活態度を大切にさせる。
  - ・あいさつなどの必要性を理解させ、率先して行動できるよう指導する。
- (3) 部員個々への「声かけ」を意識的に行い、指導者と選手間の距離を縮めることにより、一方的な指導にならないよう心がけ、悩みや不安を打ち明けやすい雰囲気づくりに努める。

**2 実際の指導例**

- (1) 道具の管理、部室の清掃、グラウンド環境整備などの当番を決め、常に部員全員が同じ立場であることを意識させるとともに、上級生が率先して取り組むよう指導する。
- (2) 練習前後にボールの数を確認するなど、「ボール1つくらい」ではなく「ボール1つたりとも」を徹底することで、道具一つ一つが当たり前にあるのではないことを、部員全員で確認するよう指導する。

**【F 高等学校野球部】****1 指導理念**

- (1) 部活動を通して、自己の進路実現に向け粘り強く取り組む姿勢を育成する。
- (2) やれるだけの練習・準備を確実に行った上で試合に臨む心構えをもたせる。
- (3) 困難を前向きにとらえ、常に挑戦しようとする気持ちをもたせる。
- (4) 部活動内でのいじめを未然に防ぐため、部員の様子を注意深く観察する。

**2 実際の指導例**

- (1) 「生徒の成長」を一番に願っていることを真摯に伝えながら指導する。
  - ・指導者としての思いを包み隠さず伝え、部員のよいところは欠かさず褒める。
- (2) 部員に様々な役割を与え、考えさせ行動させる。
  - ・上級生には定期的にチームをよくするための提案をさせ積極的に採用する。
  - ・全員に「自分の事は自分でする」ということを徹底して指導する。
- (3) 前向きな言葉・考え方を進んで示し、困難にも強く立ち向かうための気構えをつくる。
  - ・指導者の否定的な感情や考え方が生徒に波及しないよう注意する。
- (4) 練習の様子を最後まで見届け、全員の様子に気を配り、生徒理解に努める。
  - ・練習後に最後まで残っている部員や普段と異なる様子の見られる部員には、何か理由があるのか声をかける。

## コーチング

### ○コーチングとは

- ・コーチングとは、1対1の対話を通じて、相手のやる気を出させ、相手が目標達成の行動をとるようサポートするコミュニケーションの技法のことです。
- ・人には無限の可能性があると考え、相手の可能性を信じ、相手が自分の力で目標を達成できるよう、相手の中にある答えを引き出し、相手のやる気を高めるサポートを通して相手の目標達成を目指すものです。

### ○教員のためのコーチング

- ・児童生徒とのコミュニケーションを図ることが難しくなっていることから、コーチングスキルにより児童生徒とのコミュニケーションを活性化することで、良好な人間関係を築くことが重要です。
- ・指導に際しては、「傾聴のスキル」、「承認のスキル」、「質問のスキル」などを用いて、相手のやる気を引き出したり、能力を伸ばしたりしながら、相手の目標達成をサポートすることが大切です。

### ○コーチングの実際

#### ① 傾聴のスキル

- ・相手の話をただ「聞く」だけでなく、相手の言いたいことを「聴く」ことで、相手が伝えようとしている内容を受け止めて理解する。

#### ② 承認のスキル

- ・相手の存在自体を肯定的に認める（存在承認）。
- ・相手の行動の結果を認め、変化や成長したよい結果をほめる（結果承認）。
- ・結果に関係なく、目標達成に向けた過程や行動を認める（事実承認）。

#### ③ 質問のスキル

- ・相手に具体的な行動を起こさせるよう働きかける。  
「どうしてできないか」→「どうすればできるか」  
「どうすればよかったか」→「これからどうすればよいか」  
「どうしてできなかったか」→「できなかった原因は何か」

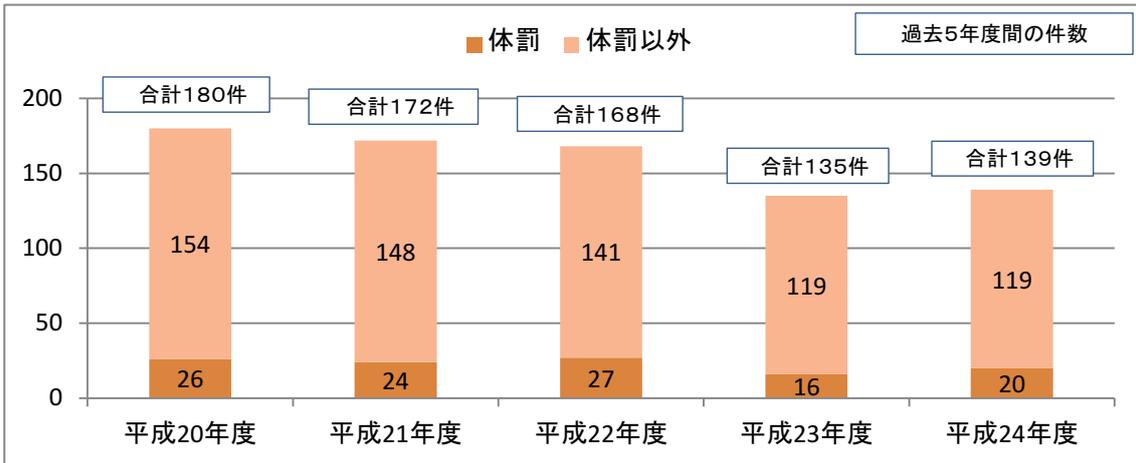
### ○指導上のポイント

- ・児童生徒が目標の達成に向けて、自ら考えるようにするとともに、物事を前向きに、冷静かつ客観的にとらえることができるよう促すことが大切です。
- ・コーチングによる指導を全教職員で共通して行うことで、学校全体で児童生徒理解を深め、一人一人に応じた適切な指導・支援を行うことが大切です。

※「参考文献等 20・21」参照

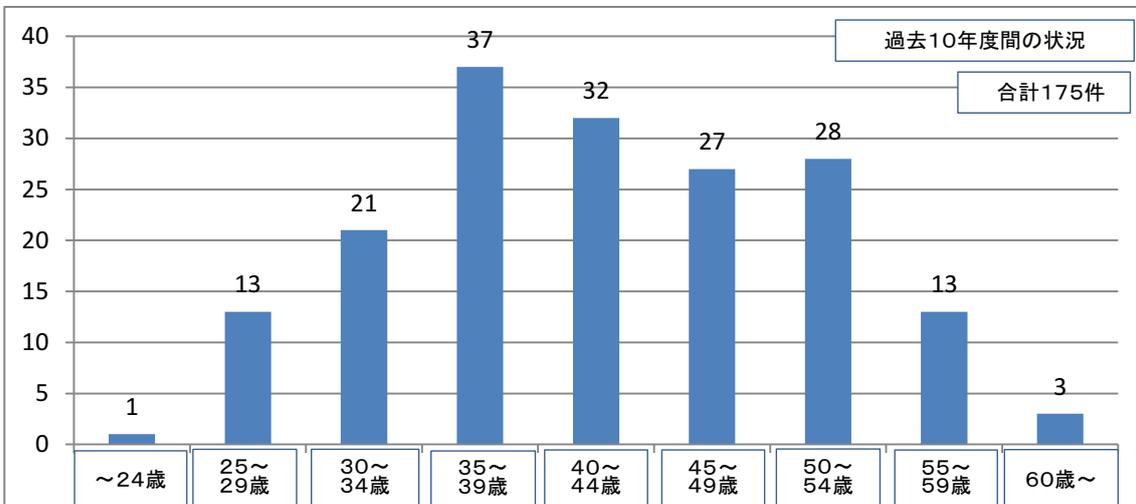
## 懲戒処分の状況

## 北海道における懲戒処分件数

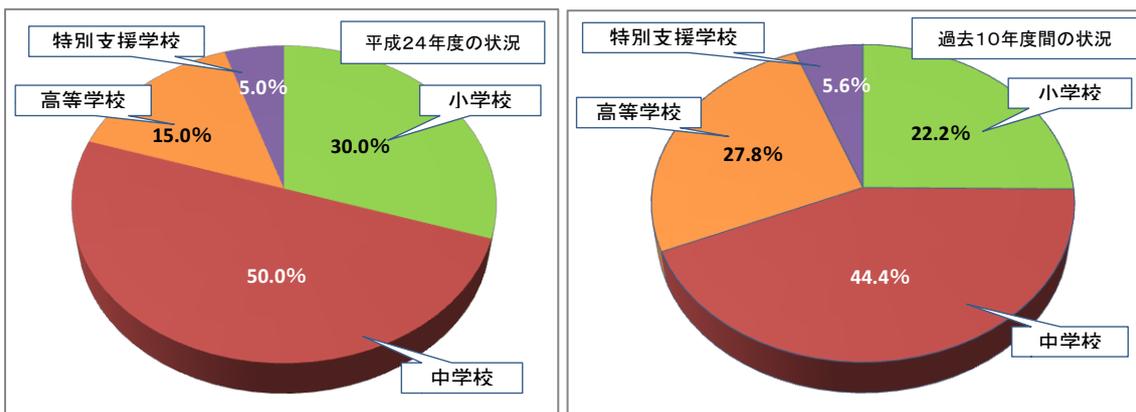


(平成25年3月31日現在)

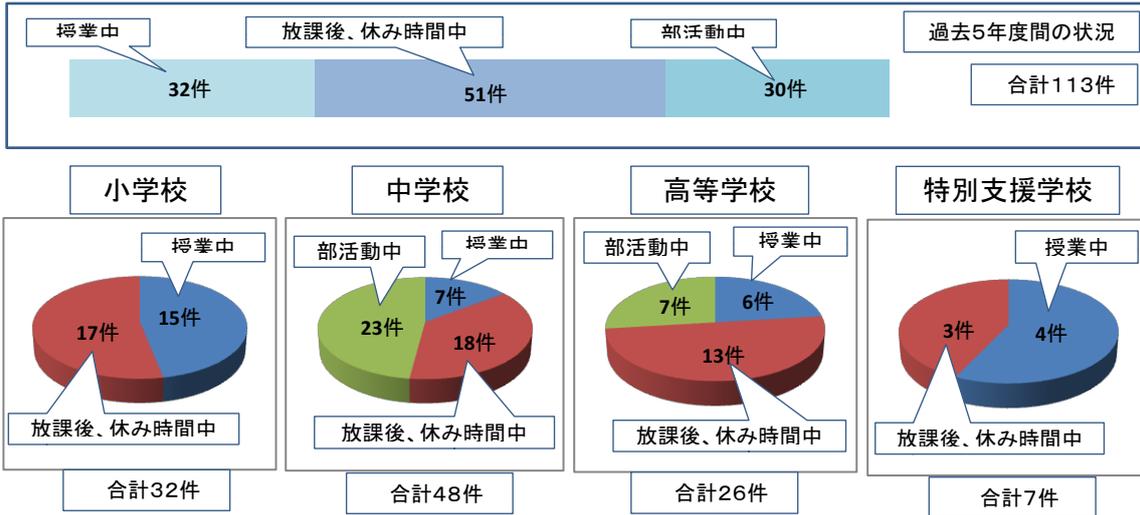
## 北海道における体罰による懲戒処分の年齢別状況



## 北海道における体罰による懲戒処分の校種別状況



### 北海道における体罰による懲戒処分の発生場面状況



### 体罰に係る実態把握の結果概要

「体罰に係る実態把握」(道立学校及び札幌市を除く市町村立学校(道立学校270校、市町村立学校1,531校)の教職員、スクールカウンセラー、保護者、並びに中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中等部・高等部の生徒を対象に、体罰の有無等についてアンケート調査を実施)により確認された、平成24年度中に発生した体罰件数・概要

学校種別	件数	被害を受けた児童生徒数	体罰時の場面				体罰の態様				
			授業中	部活動中	休み時間	その他	殴る	蹴る	殴る及び蹴る等	その他	
市町村立											
小学校	22	53	16		2	4	11		2	9	
中学校	31	57	7	14	6	4	16	7	2	6	
高等学校											
道立											
高等学校	35	86	7	11	5	12	28	2	3	2	
特別支援学校	2	2				2	2				
合計	90	198	30	25	13	22	57	9	7	17	

学校種別	被害の状況		体罰の把握のきっかけ(複数回答可)				処分
	被害なし	被害あり	児童生徒	保護者	教員	その他	
市町村立							
小学校	18	4	5	15	8	2	4
中学校	20	11	16	15	11	8	7
高等学校							
道立							
高等学校	30	5	17	13	16	6	2
特別支援学校	2						2
合計	70	20	38	43	35	18	13

※体罰時の場面(その他)は、放課後、学校行事、ホームルームのほか、資格検定、夏季講習など  
 ※体罰の態様(その他)は、つねる、頭を机にぶつける、首を押さえロッカーに押しつけるなど  
 ※被害の状況(被害あり)は、打撲、外傷  
 ※体罰の把握のきっかけ(その他)は、第三者の通報

### 「懲戒処分の指針」(抄)

平成17年12月16日  
 北海道教育委員会  
 (平成24年10月5日一部改正)

#### 3 体罰

- (1) 体罰を加え、児童生徒を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた場合・・・免職又は停職
- (2) 体罰を加え、児童生徒に傷害を負わせた場合・・・停職又は減給
- (3) 上記以外の体罰を加えた場合・・・戒告
- (4) 体罰の方法や程度、人数、回数などにより加重する場合がある。

#### 12 指揮監督関係

- (1) 部下職員の非違行為を知っていたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は報告を怠った場合・・・停職、減給又は戒告
- (2) 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指揮監督に適正を欠いていた場合・・・減給又は戒告

## 参考文献等

- 1.体罰の禁止並びに児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）（平成 25 年 3 月）文部科学省
- 2.生徒指導提要（平成 22 年 3 月）文部科学省
- 3.あらためて体罰を考える～体罰がない学校教育のために～（平成 22 年 2 月）佐賀県教育委員会
- 4.体罰の根絶に向けた研修の実施と研修資料（平成 22 年 4 月）横浜市教育委員会
- 5.体罰に関するガイドライン（平成 22 年 7 月）群馬県教育委員会
- 6.教職員による不祥事の根絶－信頼され続ける教職員であるために（平成 25 年 1 月）広島県教育委員会
  
- 7.運動部活動の在り方に関する調査研究報告書（平成 25 年 5 月）  
文部科学省・運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議
- 8.運動部活動運営ガイド（平成 23 年 3 月）愛媛県教育委員会
- 9.運動部活動による不祥事の根絶に向けた研修会(体罰等根絶)資料（平成 25 年 2 月）  
島根県高等学校体育連盟
  
- 10.心の琴線にふれる指導を目指して 生徒指導資料第 25 集（平成 5 年 2 月）北海道教育委員会
- 11.児童生徒の心に響く指導を目指して 生徒指導資料第 31 集（平成 11 年 3 月）北海道教育委員会
- 12.体罰をなくそう 信頼関係を大切にしたい指導を進めるために（平成 11 年 5 月）北海道教育委員会
- 13.学校教育の手引－新しい先生のために－（平成 25 年 4 月）北海道教育委員会
  
- 14.上地安昭著「学校教師のカウンセリング基本訓練」平成 2 年 5 月 北大路書房
- 15.國分康孝著「愛育通信より カウンセリング心理学が語る人間関係、人間技法」平成 8 年 3 月 瀝々社
- 16.嶋崎政男著「緊急時の対処の仕方が身につく生徒指導の危機管理」平成 10 年 9 月 学事出版
- 17.嶋崎政男著「生徒指導担当教師のための教育相談 基礎の基礎」平成 13 年 8 月 学事出版
- 18.園田雅代・中釜洋子・沢崎俊之編著「教師のためのアサーション」平成 14 年 10 月 金子書房
- 19.本田恵子著「キレイやすい子の理解と対応」平成 14 年 10 月 ほんの森出版
- 20.飯野哲朗著『『なおす』生徒指導』『育てる』生徒指導』平成 15 年 2 月 図書文化
- 21.河北隆子著「教師力アップのためのコーチング入門」平成 16 年 8 月 明治図書
- 22.園田雅代・中釜洋子著「子どものためのアサーショングループワーク」平成 19 年 6 月 金子書房
- 23.本田恵子著「キレイやすい子へのアンガーマネジメント」平成 22 年 8 月 ほんの森出版
- 24.月刊教職研修「『体罰』を生まない学校づくり」2013 年 5 月号 教育開発研究所
- 25.月刊生徒指導「学校暴力行為予防プログラム」2013 年 5 月号・6 月号・7 月号  
「教師に必要なアンガーマネジメント」2013 年 7 月号  
「体罰を整理する」2013 年 7 月号 学事出版

## 作成協力

北海道高等学校体育連盟  
北海道高等学校野球連盟  
北海道中学校体育連盟

## 作成者

北海道教育庁総務政策局教職員課	主査	鈴木卓生
北海道教育庁学校教育局義務教育課	指導主事	堀田裕之
北海道教育庁学校教育局高校教育課	指導主事	小西晃
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課	指導主事	仙北谷逸生
北海道教育庁学校教育局健康・体育課	主査	駒井博和
北海道教育庁学校教育局参事(生徒指導・学校安全)	主査	吉村教賢
北海道教育庁学校教育局参事(生徒指導・学校安全)	主査	針ヶ谷一義
北海道教育庁学校教育局参事(生徒指導・学校安全)	指導主事	岡本浩一
北海道立教育研究所研究・相談部	研究研修主事	花田貴

本資料についてのご意見・ご要望については

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

TEL (011)231-4111 (内線 35-672)

FAX (011)272-1234

メール [seitoshidou.shiryou@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:seitoshidou.shiryou@pref.hokkaido.lg.jp)

までお寄せください。

学校教育指導資料

望ましい指導の在り方  
— 体罰の根絶を目指して —

平成 25 年 6 月発行

発行者 北海道教育委員会

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館